

かいけはし

くらしの情報紙

2022
3.15
No.794

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
 ● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
 ※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
 ● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

町国保病院からのお知らせ

3月16日～31日の診療予定

☎ 22-2025

ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

受付・診療時間	午前	受付 8:00～11:30					午後	受付 11:45～16:30					夜間	当分の間休診			
		診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～○10:00～)						診療 13:30～17:15									
診療科	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
内 科	午 前	高橋	高橋	武田				高橋	高橋	高橋	奥			武田	高橋	高橋	出張医 ○
	午 後	武田	武田	—				—	武田	武田	—			高橋	—	武田	武田
外 科	午 前	—	一条	一条			休診	休診	休診	—	一条	—	休診	一条	一条	—	一条
	午 後	—	—	—							—	—		—	—	—	—

※奥医師の外来診療は3月25日が最後となります

眼 科 要予約	午後	受付 11:45～16:00	17日(木) 25日(金)	整形外科	午前	受付 8:00～11:30	16日(水) 23日(水) 30日(水)	
		診療 13:30～17:15				診療 9:30～12:00		
小児科 <small>受付終了時間までにお越しください</small>	午前	受付 8:00～11:30	24日(木)	脳神経外科 <small>初診時以外(2回目以降) は要予約</small>	午後	受付 11:45～16:00	16日(水)	
		診療 8:45～12:00				診療 14:00～17:00		
	午後	受付 11:45～15:30		皮膚科 要予約	午後	受付 11:45～15:30	22日(火)	
		診療 13:30～16:00				診療 13:30～16:00		
熱外来	午後	診療 14:00～15:30 (受付は14:00まで)	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大防止のため、必ずマスクを着用してください	泌尿器科 要予約	午後	受付 11:45～16:30	18日(金)	
	夜間	診療 21:00～22:00 (受付は21:00まで)				診療 13:30～17:15		
ものわすれ外来				ものわすれ外来 要予約		お問い合わせください		

■都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧いただくか、電話でお問い合わせください

固定資産税にかかる縦覧・閲覧は4月1日から

町内に所在する土地や建物の評価内容を確認する、固定資産の「縦覧」・「閲覧」を次の通り行います。

区分	縦覧制度	閲覧制度
期間	4月1日～5月25日（土・日曜日、祝日を除く）	4月1日～（土・日曜日、祝日を除く）
場所	住民課税務担当窓口	
制度内容	自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を確認できます。ただし、縦覧帳簿には資産の所有者名、課税標準額、税額は記載されません	自己の所有する資産の課税標準額、税額などを確認できます。また、アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを確認できます
縦覧または閲覧できる人	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者と同居の親族 ※土地のみを所有する人は、家屋の評価額を見ることができません。また、家屋のみを所有する人は、土地の評価額を見ることができません ※課税標準額が一定未満で税金のかからない人も見ることはできません	固定資産税の納税義務者、納税管理人、納税義務者と同居の親族、借地人、借家人等 ※借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物以外は見ることができません
必要書類	本人であることを確認できるもの（運転免許証など）。代理人の場合は委任状※1 および代理人の運転免許証などが必要です	縦覧制度と同じ。ただし、借地人・借家人は、契約書等の権利関係を確認できるものが必要です

★令和4年度の固定資産税の納税通知書は5月上旬に送付しますので、通知書に添付されている課税明細書で課税内容をご確認ください

※1：委任状は住民課税務担当窓口に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます
(申請書ダウンロード→固定資産の評価証明、所有証明、公課証明→委任状)

▶問い合わせ 住民課税務担当 ☎ 22-8127

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が改定されます

令和4年4月分からの児童扶養手当（ひとり親家庭等に対して支給される手当）および特別児童扶養手当（身体や精神に障がいがある児童の父もしくは母等に支給される手当）の手当額が次の通り改定されます。手当額は、全国消費者物価指数の変動率に基づき改定され、令和4年度については令和3年度より減額となります。支給要件や支給月など詳しくは、お問い合わせください。

【児童扶養手当（月額）】

●第1子

	3月分まで	4月分から	差額
全部支給	43,160円	43,070円	-90円
一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円	-90円～-20円

●第2子加算額

	3月分まで	4月分から	差額
全部支給	10,190円	10,170円	-20円
一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円	-20円～-10円

●第3子以降加算額

	3月分まで	4月分から	差額
全部支給	6,110円	6,100円	-10円
一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円	-10円

【特別児童扶養手当（月額）】

	3月分まで	4月分から	差額
1級	52,500円	52,400円	-100円
2級	34,970円	34,900円	-70円

▶申し込みおよび問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

国税の振替日について

国税の振替日は次の通りです。振替日の前日までに預貯金残高をご確認いただき、納税資金のご準備をお願いします。

- ・申告所得税および復興特別所得税：4月21日(木)
- ・消費税および地方消費税：4月26日(火)

▶問い合わせ

十勝池田税務署 ☎ 015-572-2171

児童手当の制度が変わります

令和4年6月から児童手当の制度が、次の2点について一部変更されます。

①現況届の提出が原則不要となります

児童手当の受給資格を満たしているかどうか確認するため、毎年6月にお願いしていた現況届の提出が、次に該当する人を除き不要になります。

▶提出が必要な人

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・その他、町から提出の案内があった人

②特例給付の所得上限額が新設されます

児童手当の所得制限限度額以上の人には、特例給付（児童1人当たり5,000円）を支給しています。令和4年6月分（10月支払い）からは、次の通り特例給付に所得上限額が設定され、上限額以上の所得の場合は特例給付の支給もなくなります。

扶養親族等 の数	特例給付の所得上限額	
	所得額	収入額の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円

※収入額は目安であり、実際には各種控除後の所得額で確認します。詳しくは、町ホームページをご覧いただけます。次までお問い合わせください（個人の所得額の詳細などは電話で回答できません）

▶問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

国民健康保険を脱退するときは保険証を忘れずに返却してください

国民健康保険（国保）に加入していた人が、就職して職場の健康保険に加入した場合、その時点で国保の保険証は使用できなくなります。

新しい健康保険の保険証が届く前に病院を受診し、国保の保険証を窓口で提示してしまうと、国保が負担した医療費を後で全額返還しなければならない場合がありますので、速やかに国保脱退の届け出と保険証の返却をお願いします。

▶国保脱退の届け出に必要なもの

- ・印鑑
- ・国保の保険証

※職場から「健康保険資格取得証明書」が交付された人は、そちらもお持ちください

※職場の健康保険証が届くまでの間に病院を受診する場合は、勤務先にお問い合わせください

他の市町村に進学等で転出される人は、ご注意ください

国保加入者の子が進学等により本別町から転出する場合は、届け出をしないと転出先で保険証を使うことができなくなります。また、進学先を卒業した時も届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶届け出および問い合わせ

住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

4月2日は国連の定めた世界自閉症啓発デーです

チャレンジド・ネットワークほんべつでは、4月2日の世界自閉症啓発デーに合わせて、道の駅ステラ★ほんべつを青色のイルミネーションでライトアップするため、ご家庭などで不要となっている使用可能なクリスマスツリーを探しています。

譲っていただける人は、次までご連絡ください。

▶問い合わせ

チャレンジド・ネットワークほんべつ事務局
本別町社会福祉協議会 ☎ 22-8320

2月分（単位はすべて円）

品名 比較	食 料 品						雜 貨		燃 料		
	きやべつ 100g	ほうれん草 100g	豚肉 100g	鶏卵 M玉10個	牛乳 1,000ml	上白糖 1 kg	ティッシュペーパー ^{160組320枚:5箱}	洗濯用液体洗剤 800g程度	灯油 1㍑	ガソリン 1㍑	プロパンガス 5.0 m³
本別町	26.2	102.0	237.5	181.5	247.5	229.5	272.5	290.5	114.0	166.8	6,303.0
前回(12月)との差	10.7	3.2	-3.5	0.0	0.0	0.0	-37.0	-97.5	0.0	1.0	21.3
管内平均	21.6	100.4	229.0	180.0	225.0	220.0	309.0	272.0	111.7	166.0	6,314.0
道内平均	22.6	119.6	225.0	194.0	217.0	227.0	319.0	277.0	113.7	169.0	6,535.0

※価格はすべて消費税込み価格であり、本別町分については、消費生活モニター2人の調査による町内2店舗分の平均価格です

小売価格調査結果

図書館をご利用の皆さんへ
いつもご利用いただき、ありがとうございます

◆返し忘れている本はありませんか？

これから進学、就職、転居などの時期を迎えますが、返し忘れている本はありませんか？ぜひご確認いただき、期限が過ぎていましたら返却をお願いします。

◆閉館時には返却ポストへ

時間外、休館日等には、玄関前にある「図書返却ポスト」をご利用ください。併設のリサイクル本を活用した「フリー書架」もご利用いただけます。

◆住所等の変更はありませんか？

住所や電話番号などに変更がある場合は、利用者登録情報の更新が必要ですので、次までご連絡ください。ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112

住宅用火災警報器を設置しましょう！

昨年の管内での火災発生件数は180件で、7人の死者が発生しており、死者のほとんどは住宅火災が原因でした。住宅用火災警報器（以下「住警器」）の設置は義務であり、火災を早期に発見し逃げ遅れを防ぐとともに、被害を最小限に抑えることができます。また、住警器の警報音に近隣住民が気付き、119番通報につながった事例も報告されています。自らの命、大切な家族の命を守るためにも、住警器を設置していないご家庭は、速やかに設置してください。

【設置義務のある場所】

- ①寝室の天井または壁
- ②寝室が2階にある場合は、寝室につながる階段の天井または壁

【設置が望ましい場所】台所

新築住宅に対する住警器の設置義務化から10年以上が経過しており、古くなった住警器は電子部品の寿命や電池切れ等で火災を感知しなくなることがあります。設置から10年を経過した住警器は、本体の交換または電池の交換を行いましょう。
※住警器の設置等でご不明な点がありましたら、次までお問い合わせください

▶問い合わせ

本別消防署予防1係・2係 ☎ 22-2007

中央公民館ロビー展

町内各団体や個人の皆さんのが作品等を展示しています。

内容	出展者	期間
北海道横断自動車道 高速道路 リレーパネル展	企画振興課	3月16日まで

▶開館時間 午前8時30分～午後10時

※月曜日は午後5時15分まで

▶問い合わせ 中央公民館 ☎ 22-5111

【おとなむけ】

母の待つ里	浅田次郎
誰かがこの町で	佐野広実
サンセット・サンライズ	楢周平
読んで、旅する。	伊集院静
陽炎 上・下(大活字)	新田次郎
極上の孤独(大活字)	下重暁子
史伝北条義時	山本みなみ
頑張りすぎる人のための疲れない習慣	上符正志
75歳以上の免許更新が変わる!!!	JAFメディアワークス
塩分早わかり	牧野直子

【こどもむけ】

答えは風のなか	重松清
だいじょうぶかないちねんせい(絵本)	うめだちづる
しあわせぎゅ～っ!(絵本)	ジョーイ チョウ
伝え守る アイヌ三世代の物語(絵本)	宇井眞紀子
ここがわたしのねるところ(絵本)	サリー メイバー
絵本はたらく細胞3(絵本)	清水茜

【CDはいりました】

月の光(CD)	反田恭平
怖いクラシック(CD)	ヘルベルトほか
平成HITS ave x(CD)	T R Fほか
笑顔で会える日のために(CD)	辻井伸行

募集します

○=募集の
お知らせです

町民水泳プール管理人

▶募集人員	5人
▶業務内容	プール利用者の料金徴収および監視、清掃、環境整備業務など
▶応募資格	本町にお住まいの人
▶雇用期間	4月25日～10月21日
▶勤務形態	プールの開館時間内で交代勤務および環境整備作業での勤務

※土・日曜日、祝日の勤務あり。詳しい勤務時間はお問い合わせください

▶報酬 時給 1,020円

▶応募方法 4月4日(月)までに自筆の履歴書(写真付)1通を提出してください

▶選考方法 面接試験(日程は後日、本人に通知)

▶応募および問い合わせ

町体育館内スポーツ担当 ☎ 22-2331

募 職員募集

町では、次の職種で継続的に職員を募集しています。募集人員および申込先は次の通りです。応募資格や勤務形態、応募方法等は各施設へお問い合わせください。

【調理員（会計年度任用職員）】

募集人員	申込先
若干名	・町国保病院 ☎ 22-2025 ・町特別養護老人ホーム ☎ 22-2794 ・学校給食共同調理場 ☎ 22-3226

【介助員（会計年度任用職員）】

募集人員	申込先
若干名	・町特別養護老人ホーム ☎ 22-2794

募 労働基準監督官

▶受験資格

- ①平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
- ②平成13年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業したまたは令和5年3月までに卒業見込みの人
- ③人事院が②と同等の資格があると認める人

▶申込受付期間 3月18日（金）～4月4日（月）

▶申し込み方法 インターネット
申し込みページは
こちら→ 

▶第1次試験日 6月5日（日）

▶第2次試験日 7月12日（火）～14日（木）の指定された日

▶問い合わせ

北海道労働局総務部総務課人事第一係

☎ 011-709-2311（内線3511）

募 自衛官

【幹部候補生】

▶受付期間 第1回：4月14日（木）まで
第2回：6月16日（木）まで

	応募資格	試験日
第1回	一般 (第2回は飛行要員除く) 22歳以上26歳未満の人	4月23日（土） 24日（日） ※2次試験あり (海・空飛行要員のみ3次試験あり)
	歯科 20歳以上30歳未満の人	6月25日（土） ※2次試験あり
第2回	薬剤科 20歳以上28歳未満の人	

【一般曹候補生】

▶受付期間 5月10日（火）まで

応募資格	試験日
18歳以上33歳未満の人	1次：5月21日（土） 2次：6月18日（土）、19日（日）

【予備自衛官補】

▶受付期間 4月8日（金）まで

	応募資格	試験日
一般	18歳以上34歳未満の人	4月17日（日）
	18歳以上で国家資格免許等を有する人	

▶問い合わせ

自衛隊帯広募集案内所

☎・FAX 0155-23-8718

募 公営住宅の入居者

町では、下記の公営住宅の入居者を募集します。

・各住宅、応募前に室内を見学できます。

事前にご連絡ください

・単身入居も可能です

・応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください

☎ 22-8122

▶受付期間 3月15日（火）～3月23日（水）

向陽町団地（平屋建て 1棟4戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室 レンタル 完備
S 49	14棟1号	1DK	7,800～11,700 (15,400)	完備
S 49	14棟2号	1DK	7,800～11,700 (15,400)	完備
S 49	14棟3号	2DK	8,500～12,700 (16,800)	完備

新町団地（平屋建て 1棟4戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室 有無
S 56	17棟4号	3LDK	11,500～17,200 (22,600)	有
S 59	23棟1号	3LDK	12,500～18,700 (24,700)	有

仙美里朝陽の里団地（平屋建て 1棟2戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室 レンタル 完備
H16	5棟1号	3LDK	20,300～30,200 (39,900)	完備
H16	5棟2号	3LDK	20,300～30,200 (39,900)	完備

※向陽町団地、朝陽の里団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります

※向陽町団地は令和3年にリフォーム済みです

山手町特定公共賃貸住宅（2階建て 1棟8戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室 完備
H 7	1棟1号 (1階)	1DK	33,500	完備

※山手町の住宅は、40歳未満単身者向けです

3月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事
16 水	・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
17 木	・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館
18 金	・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
19 土	役場は休みです (ごみ収集は土・日曜日を除き行います)
20 日	・図書館休館日 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析（日曜日を除く）と急患は受け付けます。
21 月	・春分の日 ・図書館休館日 ・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
22 火	・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 中央公民館
23 水	・運転免許更新時講習〔違反〕10:00～〔初回〕13:00～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
24 木	・銀河サロン 9:30～14:00 アースホール ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館
25 金	・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
26 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析（土曜日のみ）と急患は受け付けます。
27 日	・図書館休館日
28 月	・ゆうゆうサークル 9:00～11:30 勇足生きがい館 ・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～
29 火	
30 水	・老人福祉センター（旧養護老人ホーム）入浴日 [女性]12:00～ [男性]14:15～ ・大掃除 14:00～ 栄町児童館
31 木	

図書館からのお知らせ

ぶっくるカフェ

営業日 23日(水)・25日(金)
30日(水)

時間 午前10時30分～午後3時30分

問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112

釧路弁護士会からのお知らせ

3月の無料法律相談

開設日 18日(金)

時間 午後1時30分～午後4時30分

ところ アースホール2階会議室

予約 前日までに電話による予約が必要です
※当日の受け付けはいたしません

予約先 釧路弁護士会帯広会館
☎ 0155-66-4877

【予約時間】平日の午前9時から午後5時まで

問い合わせ ・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877
・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121

ハイヤー利用券は ご使用されましたか？

高齢者等生活交通支援事業のハイヤー利用券の使用期限は3月31日（木）までです。4月1日（金）以降は使用できませんので、お気を付けてください。

▶問い合わせ
企画振興課 ☎ 22-8121

教育相談フリーダイヤル ☎ 0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています